



# あだち 広報

発行/東京都足立区 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882) 1111 編集/企画部広報課

## 国民年金特集号

昭和63年9月1日現在  
○拠出年金被保険者数 162,990人  
○拠出年金受給権者数 38,094人  
○福祉年金受給権者数 5,927人  
区民部国民年金課  
〒120 足立区中央本町一丁目17番1号  
☎(880) 5151・5161

## 国民年金特集

国民年金に加入し、保険料を納めることは、法律で義務づけられています。なぜ義務なのか、もう一度考えてみましょう。

わが国は今後、本格的な高齢化社会を迎えようとしています。しかし、社会構造が複雑になり、個人の努力だけで老後に備えることは難しくなっています。また、核家族化が進行している現在、家族が老人の生活を支えることはきわめてきびしくなっています。このような状況の中、誰もが安定した老後を迎えるためには、国民全体がお互いに協力しあわなければなりません。

その土台となるのが国民年金です。

「社会的な助け合い」これが国民年金の基本的な考えです。

自分の老後のためだけに保険料を積み立てるのではありません。国民年金という社会的な助け合いの制度を今後とも支えていくために、保険料を納めていただく必要があるのです。そして、この制度を支えていくことが、将来自分の老後への備えとなるのです。





# 20歳になったら国民年金へ加入する期間は40年間

日本国内に住む人は、20歳から60歳になるまで必ず国民年金に加入しなければなりません。

ただし、次のような人は、希望によって加入することができます。

- 海外に居住する日本国民
- 昼間部の学生など
- 老齢(退職)年金の受給者
- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の人  
(受給資格期間を満たさない場合など)

また、国民年金の被保険者は保険料の納め方の違いにより、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3種類に分けられています。

以上のように、60歳まで加入して65歳からすべての人が共通した基礎年金を受けられるようになります。そして、基礎年金の給付に必要な費用も、加入者全員で平等に負担することとされているため、20歳から60歳までの40年間は保険料を納めなければなりません。



# こんなときは、必ず届出を

- 20歳になったとき。  
(厚生年金・共済組合の加入者、昼間部の学生を除きます。)
- 厚生年金や共済組合に加入したとき。  
(配偶者を扶養している場合は、配偶者の第3号被保険者の届出も必要です。)
- 厚生年金や共済組合をやめたとき。  
(配偶者を扶養している場合は、配偶者の届出も必要です。)
- 配偶者が厚生年金や共済組合に加入している人で、配偶者の扶養からはずれたとき、または扶養に入ったとき。  
(ご自身の収入の増減や結婚・離婚のとき。)

◆手続きに必要なもの……届出の種類により、印鑑、年金手帳のほかに、会社の人社日・退社日のメモ、また第3号被保険者該当届には事業主の証明が必要になります。

◆手続きする所……国民年金課、各区民事務所



# 老齢基礎年金を受けるには

老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間・免除期間(注1)・ララ期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったときに支給されます。  
しかし、25年間保険料を納付すれば、今後は納付しなくてもよいということではありません。25年間納付をしてはじめて年金の受給資格を得るわけですから、年金は最低の額しか受給することができません。60歳まで必ず保険料を納めて65歳から年金を請求しましょう。

(注1) ララ期間とは、サラリーマンの奥さん等で、昭和61年3月以前に国民年金に任意加入していなかった期間を指します。(この期間は年金計算の基礎には入りません。)

(注2) 昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年の資格期間が24~21年に短縮されます。

# あなたの年金額はいくらか

年金額は、全期間納めた場合627,200円ですが、保険料未納期間等がある場合は次の式で計算します。

$$627,200円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 12}{65 \times 12}$$

\*加入可能年数×12(月)

ただし、(保険料納付済月数+保険料免除月数)が加入可能年数を越える場合は、この式では計算できません。詳しくはお問い合わせください。

## \*加入可能年数表

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大15年4月2日以降	25年	昭9年4月2日以降	33年
昭2年4月2日以降	26年	昭10年4月2日以降	34年
昭3年4月2日以降	27年	昭11年4月2日以降	35年
昭4年4月2日以降	28年	昭12年4月2日以降	36年
昭5年4月2日以降	29年	昭13年4月2日以降	37年
昭6年4月2日以降	30年	昭14年4月2日以降	38年
昭7年4月2日以降	31年	昭15年4月2日以降	39年
昭8年4月2日以降	32年	昭16年4月2日以降	40年

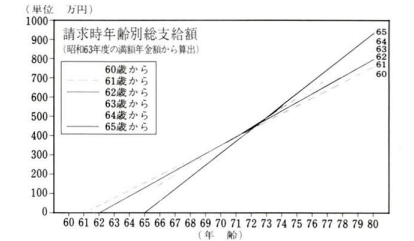
# 老齢基礎年金は65歳で

年金は65歳で請求することが原則ですが、60歳から繰り上げて請求することもできます。また、66歳以上で繰り下げて請求し、増額された年金額を受給することもできます。繰り上げ請求の場合は請求年齢により減額され、その年金額は一生変わりません。また、請求後に障害者になっても障害基礎年金が受給できない等いくつかの制限があります。年金はあなたの一生の大切な財産ですので、よく考えて請求しましょう。

請求時の年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
支給率	58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%

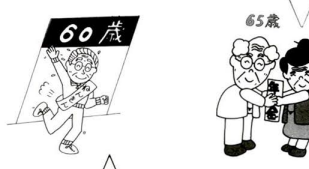
↑ 繰上げ ↓ 繰り下げ

# 老齢基礎年金請求時年齢別総支給額



\*65歳で請求した場合は、60歳で請求した場合より、受け取る年金の総額は72歳を過ぎたあたりから多くなります。

# スタート



# 60歳になるまで納めます。

自営業者など第1号被保険者の人は、保険料をご自分で納めなければなりません。未納期間があると、将来年金を受けるときに額が少なくなります。また、未納期間が長いと年金が受けられないことがあります。

国民年金の保険料は、60歳になるまで忘れずに納めてください。

◆保険料は、月7,700円です。

なお、第1号被保険者で、将来より多くの年金を受けたい方は、1か月400円の付加保険料を納めることができます。

\*付加保険料の申し込みは、国民年金課、各区民事務所の窓口で受け付けます。

# 保険料を納められない方へ

国民年金の保険料を納め忘れると、老齢基礎年金や万一時の障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられないことがあります。経済的な理由で納めることが困難な方は、免除の申請をしてください。

免除が承認されますと……

- 免除された期間は、受給に必要な期間に計算されます。
- 免除された期間の、年金額は3分の1になります。
- 免除された期間の、保険料は10年以内に納付することができます。

免除の決定は、所得等(世帯全体の前年の所得を合算)による審査を行いますので、所得の高い方は免除されない場合があります。

- ◆手続きに必要なもの……印鑑・年金手帳
- ◆手続きする所……国民年金課、各区民事務所

# 国民年金加入中に万一…のときは

	給付の条件	年金額
障害基礎年金	加入期間の2/3以上保険料を納めている人が加入中に初診日がある病気・けがで一定程度以上の障害者になったとき。(昭和71年3月までは初診日の1年間に保険料の滞納がない人も含む)。 *20歳前からの障害者に対しても支給	1級=784,000円 2級=627,200円 年金を受ける権利を得たときの子のある人には加算あり。*
遺族基礎年金	加入期間の2/3以上保険料を納めている人(昭和71年3月までは死亡直前の1年間に保険料の滞納がない人も含む)または、老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡したとき、子のある妻または子に支給	子が1人ある妻に 815,300円 子1人が受ける場合 627,200円 子が2人以上のとき加算あり。*
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が何の年金も受けずに死亡したとき、結婚期間がひきつづき10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給	夫の老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに死亡したとき。	10~20万円 (保険料の納付月数による) ●一時金で支給

\*子の加算額(子は18歳[障害の子は20歳]未満であること)

1人目、2人目の子に各188,100円、3人目以降の子にそれぞれ62,700円。ただし、遺族基礎年金は2人目以降の子より上記と同じ金額が加算されます。

# 60歳から65歳になるまで任意加入ができます。

60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人で、あとわずかの期間があれば年金の受給資格ができる人、また、年金を受ける資格はあるが、保険料未納期間があるため年金額を満額に近づけたい人は、60歳から65歳になるまでの間、任意加入ができます。

◆手続きする所……国民年金課  
手続きに必要なものはお問い合わせください。



# 保険料のお支払いは、便利な口座振替で!

病欠やけがなど、万一のときにも確実に年金が受けられるように、保険料は毎月きちんと納めなければなりません。しかし、長い間には納め忘れがないとはいきません。また、毎月納めに行くのも手間がかかります。保険料を、銀行等からの自動支払いにいたしましたら、納め忘れもなく手間もかかりません。ぜひ、ご利用ください。

- ◆手続きに必要なもの……預金通帳・銀行印  
・年金の記号番号のわかるもの
- ◆手続きする所……国民年金課、各区民事務所、銀行、信用金庫、信用組合、農協

◆申込の受付日と開始日  
口座振替依頼書が、金融機関より区役所に到着した日を基準にしています。

区役所到着日(注)	振替開始	引き落とし日
3月末日まで	4月分から	5月15日から毎月15日
6月末日まで	7月分から	8月15日から毎月15日
9月末日まで	10月分から	11月15日から毎月15日
12月中旬まで	1月分から	2月15日から毎月15日

(注)直接依頼書を国民年金課・区民事務所へ提出した場合は、申込金融機関の確認のため日数がかかります。

- ◆申込み後は…振替開始日をハガキで通知します。
- ◆振替後は…振替済のお知らせを3か月一回お送りします。

## 公的年金と個人年金

年金には国で実施している公的年金のほかに、銀行や生命保険会社等で一般個人に売り出している「個人年金」があります。本来、法律で義務づけられている国民年金と、任意で契約する個人年金とは性格が違っているので、比べるべきものではありません。しかし、ご相談にみえる方も多いので比較してみましょう。

個人年金は、個人の資産を積立てて老後に受け取るという、預金に近いもので物価スライドがありません。実際受け取るときに物価が上がるかという不安があります。また、掛け金のなかから会社の利益や事務費をまかなっています。

そして、個人年金には「社会全体でお年寄りを扶養する」という考えはありません。

国民年金は、社会全体で老後を助け合う制度です。物価スライドがありますので、将来受けとるときに物価が上がっても安心です。また、国で行っていますので利益は考えていません。給付額の3分の1は国庫が負担していますし、事務費も国で負担しています。

このように、国民年金と個人年金は全く別のものです。

国民年金を納めたうえで、さらに老後に備えて個人年金を掛けるのはよいのですが、個人年金を掛けているから国民年金は納めなくてもよいというのは間違いです。

## 国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎) 中央本町一丁目17番1号  
加入手続は …… 適用係(2階2番窓口) (880)5151

保険料の納付相談は …… 保険料係(2階1番窓口) (880)5161  
保険料の免除申請は ……  
口座振替は ……

年金請求の手続は …… 給付係(2階3番窓口) (880)5165

※昭和63年10月1日から上記のとおり検認係と記録係が保険料係に、給付係の電話番号が(880)5161から(880)5165に変わります。

## 国民年金相談コーナー

毎月第1水曜日(但し祝祭日の場合は翌日)  
午前10時～午後3時30分 国民年金課(中央本町庁舎2階)  
\*特にこのコーナーでは、社会保険事務所の専門官が相談に応じます。

## 国民年金の将来

一部には、「私が年をとったときにはもらえない。」「老人が増えたらつぶれてしまう。」などの不安をもち国民年金財政の危機を訴える方がいるようです。確かに、現在6人で1人のお年寄りをささえているのが、21世紀はじめのピーク時には3人で1人というきびしい状況となります。

しかし、安心してください。国民年金の財政は、これからの加入者や年金受給者の増減、加入者の負担能力などを十分考えています。

長期的な展望のもとに国が責任をもって実施している国民年金は、将来とも心配ありません。

## 保険料は、税金の所得控除の対象になります。

保険料は、社会保険料控除として、所得から差し引いてもらえますから、年末調整や確定申告のとき、忘れずに申告してください。

## 低利な住宅資金が借りられます。

国民年金の保険料を3年以上納めている人は、納めた期間に応じてマイホーム資金が低い金利で、住宅金融公庫の資金と併せて借りられます。  
問い合わせ先 住宅金融公庫 (812)1111  
もしくは金融機関

## 国民年金の特典

### 年金を受けている人はお金を借りられます。

すでに年金を受けている人は、その年金権を担保にお金を借りることができます(老齢福祉年金は除く)。  
問い合わせ先 年金福祉事業団 (502)2481  
もしくは金融機関

### 全国各地にある国民年金の施設を利用できます。

全国43カ所にある国民年金保養センター等を割安に利用できます。  
ご家族、グループの旅行に、結婚式や各種会合にお気軽にご利用ください。

## 社会保険事務所での年金相談

社会保険事務所では、厚生年金および国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

- 相談内容
- 厚生年金の加入期間および年金見込額
  - 国民年金と厚生年金の通算加入期間および年金見込額
  - 国民年金の納付記録(最近納めたものや、転入後しばらくの間は区役所国民年金課では確認できません。)
  - 現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分～午後4時30分(土曜日は午前11時30分まで)  
土曜日は、混み合いますので、なるべく平日をご利用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書をもって、社会保険事務所へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。

国民年金の保険料は、年度が過ぎると区役所では扱えなくなります。また、免除されていた期間分を納めるときも区役所では扱えません。  
○63年3月以前の保険料  
○免除されていた期間の保険料  
上記の保険料を納めるときは、社会保険事務所の窓口で直接おさめるか、社会保険事務所に納付書を請求して金融機関で納めてください。

所在地 〒120 足立区綾瀬二丁目17番9号 (604)0111

